

国会議員への要請行動を展開！！

- *年金が満額支給される65歳までの、継続雇用を企業に義務づける法整備の早急な実現！
- *JR東海で行われている法を悪用した、組合差別・不当労働行為を厳しく指導するよう要請！
- *JR東海の極めて厳しい再雇用基準の撤廃！救済措置の要請！

2月15日、JR総連と田城郁参議院議員のご協力のもとで、JR東海労本部・JR東海労新幹線関西地本は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」改正（案）（60歳以降の継続雇用実現に向け）について、国会議員への要請行動を行いました。

当日は、50名以上の組合員が結集し、14班に分かれ衆議院・参議院会館の多くの議員事務所へ訪問をさせていただき、要請書を手渡して主旨説明を行いました。

具体的には、来年度（平成25年度）から老齢厚生年金（報酬比例部分）支給開始年齢の段階的な引き上げに伴って「無年金・無収入」となる人が生じる事を防ぐために、第180通常国会において「高齢者雇用安定法」の改正（案）が提出・審議の予定であることから、【①年金が満額支給される年齢までの継続雇用を、企業に義務づける法整備の早期実現。②現行の「高齢者雇用安定法」で、JR東海会社において継続雇用の例外的「基準」（49歳から59歳までの10年間でボーナスカット5回、懲戒処分3回）によって継続雇用が認められない組合員（新幹線関西地本で6名）がいる。その中で現在52歳で、もう60歳以降の継続雇用が認められず雇用が剥奪される組合員がいることを説明し、その組合員の救済措置。③JR東海会社でおこなわれている組合差別、不当労働行為について訴え、JR東海会社への指導と同時に、JR他社と比較して非常に厳しい継続雇用の「基準」を撤廃するように会社を指導して頂きたい】という要請を行ってきました。

